

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

60

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

国庫補助金等の概算交付を受けたまま繰越処理を可能とすること

提案団体

山梨県

制度の所管・関係府省

内閣府、財務省

求める措置の具体的内容

国庫補助金等の概算交付を受けたまま繰越処理を可能とすること。

具体的な支障事例

国庫補助金等(※)の繰越事務については、市町村や県が概算交付を受けたままの状態で行うことが出来ない。このため、概算払戻返還のための処理が必要であるが、その事務が複雑かつ重く、年度末の多忙を極める時期に処理をしなければならないため、非常に負担となっている。
※子ども・子育て支援事業費補助金(内閣府)、ほか各種補助金

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方公共団体の業務量削減(市町村や県が概算交付を受けたまま、戻入することなく繰越処理ができるよう合理化を進めていただきたい)。

根拠法令等

財政法(昭和22年法律第34号)第42条、令和4年度子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県、高崎市、千葉県、千葉市、富津市、滋賀県、島根県、延岡市

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

180

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

青色申告決算書(不動産所得用)における『貸付不動産の保有状況欄』の新設

提案団体

千葉県、福島県

制度の所管・関係府省

財務省

求める措置の具体的内容

個人事業税の賦課資料となる青色申告決算書(不動産所得用)に、『貸付不動産の保有状況欄』を設けて欲しい。

具体的な支障事例

個人事業税の賦課事務は、所得税の申告書を基に行っている。「不動産貸付業」及び「駐車場業」について、課税対象になるか否かの判断は、貸付物件数が認定基準以上であるか否かで判断されるが、貸付物件数は所得税の申告書に添付される決算書等を参考にして把握している。決算書は、収支内訳書(不動産所得用)と青色申告決算書(不動産所得用)の2種類があるが、貸付物件数を判断する際に参考となる『貸付不動産の保有状況欄』は、収支内訳書(不動産所得用)にしかない。よって、青色申告決算書(不動産所得用)を添付した納税者については、改めて貸付物件数を調査する必要があり、賦課事務に時間を要している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

不動産貸付業及び駐車場業を営む納税者に対する賦課事務が効率的に行えるようになり、早期課税につながるとともに事務負担が軽減する。

根拠法令等

地方税法第72条の55の2、「個人課税事務提要(様式編I)」の制定について(法令解釈通達)(平成12年11月15日付課所6-51、課審3-30、課資5-39、官事6-218、課法3-70、徴管2-73、課消3-72、査調2-44、課料1-44、査察1-60、国税庁長官通達)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、山形県、茨城県、石川県、島根県、岡山県、山口県

○青色申告決算書(不動産所得用)では、貸付不動産の保有状況が把握できない場合があり、書面による照会を行っている。